

ごみを出すときの注意点

◆そのままの状態では処分できないものについて！



◎「冷凍庫」の取扱いに関する注意点

「冷凍庫」は家庭で使用していても業務用として販売されている物があり、それは家電リサイクル対象外となり「フロン排出抑制法」に基づき破棄することになります。

(家庭用か業務用かの判断は、購入店でご確認願います。)

家電リサイクル対象外の「冷凍庫」はフロンガスが抜かれ、抜き取った証明書が添付されている物に限り、市で粗大ごみとして回収します。

業務用「冷凍庫」のフロンガスを抜き取りする取扱い店が市内にございますので、下記窓口へお問合せ下さい。

冷凍庫のフロンガス抜き取りにかかる料金等につきましては、自己負担となります。

※粗大ごみとして出される場合は、お申込が必要ですので電話での登録をお願いいたします。

お問合せ先 根室市市民福祉部市民環境課環境衛生担当(1階窓口6番)

電話 0153-23-6111(内線2127~2130・2137)

◆ごみ出しの時間について！

◎ごみ収集は朝8時から回収を始めますので、ごみ出しは、朝8時までに出すようお願いいたします。

◆処理場へ直接搬入することもできます！

料金は重量に応じて支払うことができます。

◎燃やせるごみ → 根室市じん芥焼却場【根室市幌茂尻77番地2】

電話：0153-25-3658

搬入時間：午前8時～午後5時

休日：日曜日、祝日、年末年始(12月31日～1月3日)

◎燃やせないごみ ⇒ 根室市ごみ埋立処理場【根室市月岡町2丁目34番地】

電話：0153-22-8661

◎粗大ごみ 搬入時間：午前9時～午後5時

休日：日曜日、祝日、年末年始(12月31日～1月3日)

◎資源ごみ → 根室市資源再生センター【根室市幌茂尻77番地2】

電話：0153-25-8091

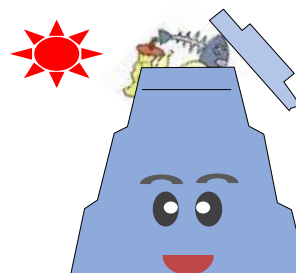
搬入時間：午前8時～午後5時

休日：日曜日、祝日、年末年始(12月31日～1月3日)

※搬入する際は、必ず担当者の指示に従ってください。

コンポスト容器を活用し、ごみ減量化に努めましょう

根室市では、生ごみ等の減量化・堆肥化を図ることを目的に、『コンポスト容器』を購入する方に対して、予算の範囲内において、その費用の一部を助成しています。



◆助成対象

根室市に住所を有する個人で指定した販売店から購入する方（※法人は対象外）

◆助成対象容器

厨芥類（ちゅうかいりい）等の生ごみを土中の微生物または化学的薬品の処理により分解させ、容量を減量堆肥化させるもの。

◆助成金額

1. 130ℓ未満：1,000円
2. 130ℓ以上：3,000円
3. 電動式：購入金額の60%を助成
※上限30,000円とし1,000円未満の端数は切捨てとします。

◆指定販売店

平成28年4月1日現在

指 定 販 売 店 名	住 所	電話番号
ヒシサンホーム	花咲町3丁目17番地	23-5189
(有) 藤野金物店	清隆町2丁目11番地	23-4557
(株) ヤマレン	本 町3丁目27番地	23-2221
ベスト電器(ヤマレン電化センター)	大正町2丁目5番地	24-8181
(株) 叶ー 佐々木商店	厚 床2丁目51番地	26-2018
マルココバヤシ	本 町4丁目35番地	23-4095
DCM ホームマック(株)根室店	西浜町8丁目125番地	29-5111
(株)エネサンス北海道根室支店	光和町1丁目1番地	23-3125

※変更となることがありますので、市役所環境衛生担当で確認してください。

◆申請方法

1. 購入後、領収書を持参し市役所市民環境課環境衛生担当に申請してください。
(持参するもの：領収書、印鑑、口座番号の分かるもの)
助成金のお受取方法：口座振替、現金払い、どちらか選ぶことができます。
どちらも支払い日に指定があります。
現金受取の場合、支払日の午前9時～午後2時までに市役所1階会計課
窓口22番にて現金を受取りしてください。

□□ お問い合わせ先及び申請先 □□

根室市常盤町2丁目27番地 根室市市民福祉部市民環境課環境衛生担当（1階 窓口6番）

電 話 0153-23-6111（内線2127～2130・2137）

FAX 0153-24-6272

集団資源回収を活用し、ごみの減量化・資源化に努めましょう

集団資源回収は、家庭から排出される再生可能な資源を地域団体が回収・リサイクルを進める、最も身近なリサイクル活動です。

根室市では、ごみの減量化、資源の保護・再生利用の推進を図るため、資源回収を実施する団体に対し、奨励金を交付しています。

ごみの減量化・リサイクルを進めると同時に、団体の活動資金を得ることができます。

リサイクルの輪を広げるため、地域が協力し積極的に資源回収を行いましょう！

◆交付対象

あらかじめ市に登録し、年2回以上計画的に資源回収を行う、次の団体。

- ①根室市が作成する町内会名簿に登載されて、資源の集団回収を自主的に実施する団体。
- ②その他市長が特に認めた団体。

※単位町内会等での単独実施が困難のため、委託事業者等により実施した場合も対象となります。
(この場合の、交付金は1/2となります。)

※奨励金の交付を受けようとする団体は、あらかじめ市への登録が必要です。

◆対象品目

- ・紙類（雑誌、新聞紙、ダンボールなど）
- ・金属類
- ・ビン類
- ・その他有価物として再生利用ができるもの



◆交付金算定基準

毎年1月から12月までの間の「回数実績割」「回収数量割」の合計額。

区 分	算 出 基 準	支 給 額	
		単独での実施	委託事業者等による実施
回数実績割	年間実施回数 10回 以上	10,000円	5,000円
	〃 8回～9回	8,000円	4,000円
	〃 6回～7回	6,000円	3,000円
	〃 4回～5回	4,000円	2,000円
	〃 2回～3回	2,000円	1,000円
回収実績割	1kgにつき	2円	1円

回数実績割：資源回収を実施した回数

回収実績割：回収した資源を回収業者に売却した数量

□□ お問い合わせ及び申請先 □□

根室市常盤町2丁目27番地 根室市市民福祉部市民環境課環境衛生担当（1階 窓口6番）

電 話 0153-23-6111（内線 2127～2130・2137）

FAX 0153-24-6272

不法投棄は犯罪です

近年、家電4品目【テレビ・冷蔵庫（冷凍庫）・洗濯機・エアコン】やパソコン、衣類などの生活ごみのほか、ウニ殻、ツブ殻などの水産系廃棄物が不法投棄されるケースが目立っています。

不法投棄は、単に美観をそこねるだけでなく、有害物質による土壌汚染など環境にも大きな影響を与えるケースがあります。

不法投棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によって禁じられており、違反した場合の罰則が強化されています。

タバコの吸い殻・空缶などのポイ捨ても不法投棄となり、罰則の対象となります！



◆廃棄物の処理違反（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条）

5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金、又はこれを併科する。
（法人の場合は1億円以下の罰金）



不法投棄を発見したら・・・

不法投棄は郊外の側溝や沢、海岸沿いに多く見受けられます。根室市では、関係機関と連携し、巡回パトロールや市民のみなさんからの通報で投棄者の特定に努め、適正処理を指導しています。

住みよい環境は市民みなさんの協力が必要です。不法投棄の現場を見たり、ごみを発見した場合は、直ちに市民環境課環境衛生担当や「産廃110番」フリーダイヤル0120-53-8124まで連絡をお願いします。

□□ お問い合わせ先 □□

根室市常盤町2丁目27番地 根室市市民福祉部市民環境課環境衛生担当（1階 窓口6番）

電話 0153-23-6111（内線2127～2130・2137）

FAX 0153-24-6272